
義務付け・枠付けの見直しに関する大臣政務官折衝（国土交通省）

- 1 開催日時：2009年11月13日（金）10:15～11:10
 - 2 場所：国土交通省（中央合同庁舎3号館4階 国土交通省省議室）
 - 3 出席者：津村啓介 内閣府大臣政務官、逢坂誠二 衆議院議員
藤本祐司 国土交通大臣政務官
-
-

（津村政務官）お忙しい中お時間を取っていただきありがとうございます。既に国土交通省からは、地方要望23条項のうち、10条項については勧告どおり見直すというお答えを頂いている。政治主導でのご努力を頂いたと思っている。残る13条項について、勧告の内容と異なる見直しというお答えが8条項、見直しそのものが困難というお答えが5条項と認識している。この13条項について、まず藤本政務官の方から一通り状況をお伝え頂き、その後できるだけ長い時間、ディスカッションにあてたい。

（藤本政務官）ご承知のとおり、私も地方にできるだけ権限を移譲すべきであるという基本的な考え方、国と地方は対等だという考え方を持っている。それに基づいて見直したつもりだが、意見を頂きながら考えるところは考えていければと思う。

（津村政務官）昨日の厚労省では、実は1点に絞って話をして、後のものは全部資料を出しているのので、我々としてあらためてコメントは差し上げている。例えば公営住宅とか、道路の構造とか、その辺りは国民の皆さんも関心が高いところなので、そこに少しウエイトを置きながら。

（藤本政務官）そちらでこれだということを書いて頂き、その部分について説明した後、他をやりましょう。そのような感じでよいか。

（津村政務官）まず公営住宅から行いたい。公営住宅法の第23条に係る公営住宅への入居者資格の条例への委任について。現状は公営住宅の入居者資格については国が基準を規定しており、例えば高齢者以外の単身者の入居不可、いわゆる同居親族要件や、入居者の収入が月15.8万円を超えないこと等の基準を国が定めているのが現状。勧告は、各自治体が条例で定めるということで、国は参酌すべき基準を定めることまででよいのではないかというもの。御省の回答は、同居親族要件を廃止するという事なので、大きな前進だと理解している。入居者の収入基準について、御省としては全国一律の金額は現行どおり残した上で、居住安定の必要者の範囲を条例で定めるよう改正することで、一定程度幅を持たせるという回答を頂いているが、我々は、地域により所得水準も大きくばらついており、公営住宅の持つ意味合いが、例えば地方の郡部においては、Iターン、Uターンをいわば促す、少し違った政策意図を持って公営住宅を活用しているケースもあるので、全国一律の金額は実態になじまないのではないかと考えている。

（藤本政務官）趣旨はよく分かる。今までは世帯中心でやっていたのを単身者まで広めていいのではないかという考え方。入居者資格の収入条件、同居の親族、住宅

困窮者であるということが明らかであるという要件があるが、この2番目と3番目は今回見直す。いわゆる収入金額は原則として政令で定める基準は全体の25%、3人世帯では年収400万円くらいということで、それ以下であると定めている。引き上げについても条例で40%以下まで引き上げることができることになっている。25%以下ということは、逆に言うと、25%に全部一律にしていけないということ。住宅困窮者であることが明らかであり、各自治体によって優先順位を下から10%とか、15%とかという所の方から優先して入居できるようにするというのは判断ができるようになっている。25%に全部一律にやっているというのではなく、東京とその他の地方では25%以下の方々の割合は違うので、津村政務官がおっしゃるとおりで、そこは既に弾力的にできるようになっている。入居するのを地方公共団体の方で決めればいだけの話。先に10%以下、15%以下の方々から入居できるということを言えばいだけの話であり、特に問題はないのではないかと。既にそのような扱いになっていると認識している。

(津村政務官) 2点あり、1つは今の枠内でもこの程度の自由度はあるという説明だと思うが、そもそも公営住宅の入居者要件自体について国土交通省が各自治体より基準を作る優位性があると考え、自体が地域主権でないのではないかと。

(藤本政務官) 冒頭に申し上げたように、同等、対等の関係だと考えている。公営住宅に関して言えば、2分の1の補助をするものとする規定されている。もし地域主権を進めるのであれば、公営住宅に対して、地方の事情に応じて入居者資格の優先順位を決めるのだというのであれば、地方は自らの費用でやっていけばいい。法律の中で2分の1を補助するものとする以上は、全く国が関与しなくていいのか、全国の方々の税金を投入している以上、ある程度は国が関与しなければおかしい。公営住宅を市や県が自分たちの費用で、優先順位が高いとして作ることにについては、25%だ、10%だ、30%だという議論にはならない。今の段階で2分の1補助が出ているということ考えたときに、25%以下の部分は結構弾力的に運用できるようになっているので、そんなに大きな問題が生じているとは思えない。

(津村政務官) 地域主権を進めていく中で、将来的には2分の1の国庫補助という所もいずれ議論になるべきと思う。ただ、おっしゃるとおり、現状はそこまでしていない。この義務付け枠付けのところだけ変えてはバランスがとれないということかもしれないが、今回の勧告の内容は、国は参酌基準を示せる。つまり、どちらが原則でどちらが例外かということをはっきりさせよう、原則は地方の地域主権だ、ただ2分の1の国庫補助もあり、参酌すべき基準を国が示すことは例外的な部分としてやる、基本は地域が決めることということを確認したい。今の構造だと、どちらが原則かが曖昧で、非常に入り組んだ、責任主体がはっきりしない形になる。あくまで2分の1というのも補助であり、主たる主体は地域であるので、そこがイニシアティブを取るのとは、逆に責任も取らなければいけないが、地方選挙も含めてディシプリンが働くと思う。この参酌すべき基準はもちろんきちんとあるわけで、国の2分の1のコミットとパラレルに理解頂いていると思うが、原則としては地域が決めることをはっきりさせたいという趣旨。

(藤本政務官) それを達成した時に、引き上げる場合と引き下げる場合が考えられるが、引き下げたときに地方の事情に合わせてやれるようにしたらいいのではないかということは認識している。引き下げる所が責任を持ちながら、極端な引き下げをする訳にはいかないだろう。そんなことはないだろうが。

(津村政務官) 数字で言うと引き上げかもしれない。

(藤本政務官) 収入基準を引き上げるとのことか。

(津村政務官) そう。引き上げた方が緩和になるので、対象者が広がる。引き下げると本当に所得水準が低い人だけとどんどん絞られていき、Iターン、Uターンみたいなものに活用できなくなる。

(藤本政務官) 基本的に40%以下の所までは条例で引き上げができるようになっていく。25%という基準は原則論としてあるが、40%まで条例で引き上げることは可能となっているはず。それを逆にもっと引き上げるといふこともあり得るといふことか。それとも、そもそも基準を決めること自体を国がやるべきではないといふことか。

(津村政務官) 実際、今春、収入基準を20万円から15.8万円に引き下げている。その引き下げが意味するのは対象者を絞るといふことなので、ある意味では基準が厳格になっている。私たちは、むしろ地域の実情はまちまちで、地域主権を進める上では、方向が逆ではないかと考えている。そのようなことも含めて、収入基準がなくなっていいと言っている訳ではないが、収入基準を定める主体は地域ではないか、国が全国一律に定めていること自体が不自然ではないかといふこと。

(藤本政務官) 地方の実情が全て違う、東京と北海道と岡山とでは実情が全て違うといふ中で、国が一律で決めるのはおかしいと、国が決めることがおかしいといふことですね。私としては先ほど申し上げたように、地方分権が進んでいけば、そこは逆に全国一律で決める意味がなくなる、補助がなくなると国の関与がなくなっていくので、そうだったらそうすべきだと思ふが。

(逢坂議員) 実は、地域の実情が違うといふのは、本当に違う。本当に違うといふのは、東京と地方が違うだけでなく、地方の町々によっても相当に違っている。住宅が困窮し、本当に低所得者が入ることができないという地域がある場合には、国の基準が非常に有効になる。一方、人口が流出し、ある程度のお金を持っている人たちが住んでいるが自分の家がない地域もある。そのような場合には、収入基準があるがゆえに、ある程度のお金のある方は、目の前に空いている家があるにもかかわらず、入れないという現実が実は地域にはある。もう一つは、Iターン、Uターン。東京や大阪で仕事をしていて、故郷へ帰りたい、多少その方は手にスキルがあって収入がある、そういう場合、田舎へ戻る、まず家の確保だ、公営住宅は空いてないか、空いている、けれども収入基準で入れない。こういうことはものすごく多い。だから、その辺りを地域で弾力的にやらせて頂ければ、もっと自由な地域づくりができるというのが地方側の主張と思ふ。それと、今、少子高齢化、特に高齢化が進んでいる。その方たちが、地方においては自宅を維持していくといふことがなかなか困難になってきているのは事実。特に農村部においては事実。その時に、山の畑の真ん中であつた家に2人で暮らしている、それ

が危険な状態になっている、その時市長さん、町長さん何とかしてよという声が切実にあるのも事実。そういう声に公営住宅は実際に応えきれていない。この点も、弾力化して頂ければ応えられる。自治体も補助金が入っているので何でも自由にできると思っている訳ではない。けれども、公的な節目を果たすために、弾力化して頂ければもっとやれる。そこにあまりにも野放図な、自由にやってしまうということがあれば、それは地方の議会がチェックする、これが地域主権の精神ではないかと思う。

(藤本政務官) 私もできる限り権限も財源も移譲してしまうという気持ちを持っている。これはどちらが先か順番の問題かもしれないが、もっと地方分権、地域主権に移行できる体制を先に整えていくことの方が重要ではないか。こういう所を少しずつやっていくよりも、全体の枠を全部変えていくことになれば、今のような議論はほとんどなくなるのではないか。これは手段、方法論の問題であり、最終的な目標はそれ程違わないと思っている。

(津村政務官) おっしゃるとおりで、鶏と卵だという感じはする。ただ、国交省にこの話を持ってくると、財務省や総務省と財源の話きちんとなければ国交省だけではできないということになり、財務省や総務省に行けば、その話は国交省と十分議論できるのではないかということになるという、ちょっとしたたらい回しというか、今まで現に縦割りが発生していたために、歴代勧告のたびにほぼゼロ回答が繰り返された。それが言うなれば旧政権の突破できなかった壁だった。今回政治主導というのを掲げて、これだけ省庁の壁を越えて、共通の思いを持ちながら。後ろの方々に対しても言いたい、それは是非藤本政務官もこちらに向かってだけでなく、後ろに座っている方にも是非言って欲しい。

(藤本政務官) 公営住宅の制度の趣旨が変わってきているのだと思う。以前は本当に入れない人のために公営住宅を作るとして出来上がっていた制度だったが、おしなべて、当時と比べると収入はある程度家を持てる方々の割合が増えている。本当に困る人はいると思うが。そういう意味で言えば、Iターン、Uターンや、あるいは一時的にでも入れるようにすれば、そこからスタートできるのではないかと趣旨が変わってきているのだと思う。

(逢坂議員) 全く藤本政務官のおっしゃるとおりで、公営住宅がある一定程度の所得が低い方に対する公共の住宅だった時代から、民間住宅が整備されているかどうかによって随分その地域での役割が違う。地域によっては、所得に関係なく、求められている役割が公共が準備する単なる貸家というイメージになっている地域もあるのも事実。その点においては、地域に裁量を渡すことが国民の税金を投入して作った資源を有効に活用することになると思う。もう1つ事例を挙げると、今回同居親族の要件を廃止することは非常によいことだと思っているが、私がかつて仕事をしてきた町では、20年前に単身者住宅を町単独で作っている。その時は必ずしもこういうことは認められていなかった。だから、地域の自治体で起きている現象というのは、将来を読むある種のリトマス試験紙のようになっている。今地域が求めているということは、将来国が変わっていくことの正に現場の動きの一番の先端の動きだと考えていただければ、是非地域の要望を最大限に実現す

る方向で、考慮いただけないか。

(藤本政務官) 分かった。前向きに、霞ヶ関用語ではなくて、前向きにそのの所は検討します。趣旨は正に同感だと思う、地方はそういうのが大変多い。むしろ地域活性化がIターン、Uターンも含めてあり得ることなので、これは検討する。

(津村政務官) 道路法第30条第1項、第2項に係る案件。道路の構造基準の条例への委任ということだが、現在地方道の構造基準については国が基準を設定している。そうした中で、今回の勧告の内容として、道路の構造基準を各自治体の条例で定めることとし、先ほどと同じように国は参酌すべき基準を定めるということではないかということ。実は今回、国交省からは既に大きく見直しをいただき、交通の安全性・円滑性の確保に関する基準については一部現行どおりとするものの他は条例に委任するということで、線形、勾配、待避所とか、左側に書いているものの多くは条例に委任するとなっているが、現行どおりというものが3点あり、設計車両、建築限界、橋・高架道路の設計荷重ということである。安全性ということはおっしゃるとおり大変重要なポイントでもあり、ある種程度問題というか、安全性には全く無関係でもないわけだが、やはり原則としては、ここまでは地域に委ねるけれども、ここまでは国というように分けるのではなくて、原則は各地域の事情に合わせて考えていくなかで、参酌基準で基準を示していただく、原則をやはり規律させていただきたいというのがこちらの趣旨である。

(藤本政務官) 2点あり、一つは政令、いわゆる道路構造令の基準は、小区間の改修については基準によらなくてよいとあり、小区間については基準に合わなくても地域の实情に合わせて道路整備ができるようになっている。もう一つは安全性・円滑性。特に安全性だと思うが、現行どおりと回答した3点について言うと、市町村道があり隣の市町村道に行ったら危険なことも起こりうるし、例えばトンネルにぶつかってしまう、荷重に耐えられなくなってしまうということも起こりうる。よって、最低限この安全性という点を考えた時に、設計車両、建築限界、設計荷重だけ国が決定するように残して、後はおっしゃるとおり条例に委任する形にするというのが考え方。道路というのは繋がっているんで、予期せぬ、自分の所の実情といってもどういう車が来るかは想定できないので、そういうところで残してもらえると良いのではないかと、もし何か事故があったときのことを考えるとどうかという意味でこの3つは残している。

(津村政務官) 大きな話として、限られた道路整備の予算、これからますます財政的にも厳しくなっていくなかで、道路需要がある地域では多少その基準を柔軟にしながら道路をもう少したくさん作っていく選択をするところもあるだろう。その意味で、何が国民にとって利益かということは、問題は誰が決めるかということだと思う。まさに地域主権という考え方は、何が安全かということを含めて、国が正解を、正しい答えを持っていて、地方にはその答えは出せないということではない。

(藤本政務官) そういうことを言っているのではなく、道路には連続性がある。住宅などの場合は確かに地域によってその市町村の条件が全然違ったとしても問題はないが、道路の場合は、市町村、都道府県で閉じていないという部分がある。だ

から最低限の安全性のところだけはやはり国が見ておかないと、そこは問題が残るのではないか。

(津村政務官) 閉じていないという言葉のあやだが、これは国道の話ではない。ある市町村がその地方道として作っているという話だから、幹の話ではなくて枝の話。

(藤本政務官) そうは言っても、市町村道はどこかで止まってしまう訳ではない。

(津村政務官) 基準がなくなる訳ではなく、先ほどの「参酌すべき基準」もそうだが、原則、こういうガイドラインというか、一般的なものはもちろん示しながらだが、その責任の主体はやっぱりこれは。

(藤本政務官) 事故が起こっても、壊れても、何しても、市町村がそう判断したのだから、市町村の責任でやるべきではないか、別にいいじゃないかという話はあるが、そうは言っても、もし何か事故があるとか、壊れてしまった、つぶれてしまった、トンネルが通れなかった、橋が壊れてしまったということの責任は市町村だ、責任は市町村だからというだけにしてしまうのは、基準が全部違うとよろしくないのではないか。連続性の問題なので。

(逢坂議員) 実は今回の道路構造基準の見直しというのは、私は画期的なことだと思っている。私も道路の設計協議をずいぶんとやった。あるいは首長時代には、道路の管理瑕疵で事故が起きて、訴えられそうになったこともあったが、日本の道路がある一定程度の基準を保って、全国ずいぶん整備が進んだ、ある一定の基準で進んだのは、やはり道路構造令のおかげだと私は感じている。ただ、今までのあまりに微に入り細に入り厳しすぎたという気もするわけで、それで幅員とか線形とか勾配とかこういうところも今回、現行の基準から外していくというところは相当大きな決断だと、頂いたペーパーだけ見ると私には感じられる。相当大きいことでマスコミの皆さんももっと書いていいこと。本当にすごいことだと思っている。その中で、残される3つの基準の中で、設計車両というところ、ここはよく分からない。これは藤本政務官どういうことか。

(藤本政務官) 道路の設計の基礎になる自動車がどれ位の高さがあるか、幅がどれくらいあるか、というところをきちんとしておかなければいけないということ。自動車自体の諸元を法令で決めている。

(逢坂議員) 差しつかえなければ、事務的なことなので、事務方が分かる方がいれば答えて頂いてよいか。

(国交省) 今政務官のご発言のとおり、車両、例えば乗用車の高さや幅や長さ、それを定めているもの。設計そのものではなく、設計のために必要な基準。

(逢坂議員) その道路の上を走る車は標準的にはこんなものであろうというものを定めているのか。

(国交省) そう。

(藤本政務官) トレーラー車の場合はこうだとか。

(津村政務官) 私も理解が足りていないが、例えば田舎だと、軽自動車が多い地域や農業車両が多い地域がある。そのような所と都会のど真ん中の道路の設計車両が同じでなければいけないのか。

(国交省) 例えば田舎であっても、全く大型車が通らないかという、例えば消防車等が通るので、通る可能性があるものについては設計車両として表記されている。

(津村政務官) どのような車が通るかということについて、幅などはそれぞれ連続性というのが幅を効かせる、どこかで道路が急に細い、この車では走れないとなればまだ、という気もする。しかし、走っている車の種類というのは、もちろん田舎には一切トラックは来ないのか、でもそれほど大きなトラックは来ない気もする。段階的になっている、きめ細かくなっているとおっしゃるが、かなり地域性のあるところだと思う。

(藤本政務官) 建築限界というのは、大型貨物がトンネルでぶち当たりそこから動けなくなったら立ち往生して、問題が起こりうると思う。また、橋の重さがどれだけ耐えられるかということも、止まってしまっても渡れなくなる。そういうところだけは連続性を保てないという範囲だけの3項目に絞っているつもり。他のところは、逢坂先生がおっしゃるように各地域の事情でいいじゃないかという話。国の一律の基準でやってしまうと費用もかかるし、そんな道路は通りはしないという所について、わざわざ歩道までつけなくてもよいではないかという所については地方自治体の考え方でやってもらえればいい。地域ごとに実情が異なる先ほどの住宅の話とは違うのではないか。

(逢坂議員) 私が言うのも変だが、これは非常に大きな前進だと私個人としては思っているが、内容についてももう少し事務的に詰めさせて頂き、今日のところは。

(藤本政務官) 3項目具体的にどうなのかということをもう少し詰めさせてもらった上でということ。

(逢坂議員) 御回答頂いた、私、実務やっていたものとしてはすごいことだと思っている。

(津村政務官) それでいいが、1つだけ確認。時々、トンネルにぶち当たるという話があったが、何メートル以下の車は走っていけないとか、そういう角度からのルールもあり得るのでは。

(藤本政務官) あり得る。高さ何メートルの車は前もって駄目だという。

(津村政務官) 事務方にそういう所も含めて丁寧にやってもらえたらと思う。

逆にここは強く、我々の方がもう少し勉強しなきゃいけないというところがあれば。

(藤本政務官) 勉強して下さいではなく、私としてはこうしたいけれど、もうちょっとやったらこうなるのという所がある。都市計画法の関係で、農振との関係で、どうしてもそこのところをきちんとしないといけない。第1次勧告で権限移譲とか出てきていると思うが、農転のところをもう少し農水省の方でクリアにしないと、都市計画だけでは動かないというところがどうしても出てくる。市街化区域内の中での農転が届出だけでできるのとそうではないのが混在してしまうとか、言われていることは私としては何とか進めたいと思うが、農転・農振の所がどうしてもネックで動きづらい。今回は△や×になっているが、国策としての農業というところも含めて考えることが必要。

(津村政務官) 例えば都市計画法 23 条 1 項のところは、農水省ともやろうと思っており、この後農水省に行くが、その時に、農水大臣への協議について国交省から廃止困難というお答えを頂いている状況で、私たちとしては。

(藤本政務官) 1 次勧告と 3 次勧告があって、1 次勧告の時には書いていたけれど、1 次勧告は多分農転はほとんどやってない。3 次勧告には入ってないはず。その所の整合がとれてなくて私は分からなかったの、そこがどうなっているのか逆にお聞きしたかった。

(逢坂議員) 23 条 1 項に関しては、農水が OK と言えれば問題ないということで、勧告に入っているか入っていないかは。

(藤本政務官) 問題ないというか、そうなった段階で、ちゃんと検討しなおした方がいいとは思っている。問題なくそれで結構ですよという話ではないけど、一番気になっているのは農地、農転のところ、農地法の関係なので、ご承知のとおり都市計画だけで進めていくわけにはいけない。

(津村政務官) 分かった。農水省さんとも問題提起して、その上でその答えも含めて事務方を通して後日改めてお願いに上がる。

(逢坂議員) 同じような観点で、5 頁目の都市計画法第 18 条第 3 項の関係で、線引きに関する都市計画については、国交大臣と農水大臣の協議により云々という所があるが、この場合については、農振と市街化区域が重複する場合に限り農水大臣との協議を行うということだと思ふ。要するに、農振地域が無い所であえて農水大臣と協議を行うことはしなくてもいいかと思ふ。この点は藤本政務官どうか。

(藤本政務官) 市街化区域内の農転が、許可を要するものとそうではないもの、届出だけのものが並存しているということが問題だと思っている。

(逢坂議員) 農振地域がなければ農水大臣との協議はいらないというお考えか。

(藤本政務官) ほかに、近郊緑地特別保全地区について問題がある。ご承知のとおり近郊緑地特別保全地区は特別緑地保全地区の一部になるが、土地の買入費用は高い率で補助されている。高い率というのは 55%。特別緑地保全地区は、3 分の 1 の補助率になっており、その根拠を考えると国が何らかの対応をした方がよいのではという思いがある。その制度自体をいじっていくことになる。

(逢坂議員) 上の方はよろしいか。農振が関係ないという。

(藤本政務官) そこは並存していると、皆さんが混乱してしまい、おかしいことになるので、そこは農水省との関係。

(逢坂議員) 逆に言うと、農振がなければいいのか。

(藤本政務官) そちらの農水省の方での判断。

(逢坂議員) そうではなく、これから都市計画決定をしようというエリアに農振地域がないということであればあえて農水大臣の所に行かなくてもよいということだよろしいか。

(藤本政務官) そうですね。

(津村政務官) 下の所の近郊緑地特別保全地区について、私も制度の理解が十分ではないが、特別保全地区の前段に保全地区というのがあるのか。それは国が定めているということなので、二重になっているのか。

(藤本政務官) 特別緑地保全地区というのがある。その中に近郊緑地特別保全地区がある。特別緑地保全地区については国の補助率が3分の1だが、近郊緑地特別保全地区は国の補助率が55%になっている。もともとは近郊緑地特別保全地区が先にあった概念。実際、緑地やいろんな住環境、自然環境については、最初の例もそうだが、地域によって全部違うので、それぞれの地域で考えればいいではないかという理屈はその通りだと思うが、法律で国庫補助しているという所の根拠がそこにあるので、それも含めて考える必要があるのではないかと。これだけやってしまっただけの話にはならない。

(津村政務官) 財政支出の整理は将来的に必要なかもしれないが、国の利害に重大な関係があるというふうに大上段に言われると、地域が自分たちにとってそんなに悪いことをするとは思えない中で、そんなに国の利害に重大な関係がある国家的な政策だというのは言葉が大げさという気がする。

(藤本政務官) 全体として都道府県が決定する都市計画の全体の8割を市町村が考えていて、2割を都道府県が考えている。その都道府県が決定する都市計画の全体の約4割は今まで国が関与していた。これが、今回の見直しにより2割に縮小されるので、2割のうちの2割になるので、相当権限が移譲されて、国の関与が薄くなっていると思う。三大都市圏は協議そのものを廃止することにしたので、これは広域的に今後考えていった方がいいということも含めて、そこは協議そのものを廃止することにしてしているので、全体の2割の、その中の8割が移譲されているという考え方でいる。

(逢坂議員) いくつかの点において勧告に沿うというものがある一方で、例えば、11頁の地方港湾のところ、「事後的な是正手段を確保しつつ」ということがある。同じく13頁の中段「是正措置に関する規定の整備が必要」とある。同じように14頁「事後的な是正措置の規定が必要」とあるわけだが、国土交通省として、新規に事後的な是正措置を設けるという意味はあまりないのかなという気がする。というのも、自治法の規定の中に、是正措置の規定があり、それを使うことにより、この目的は十分に達成されるだろうと思う。自治法を超えてあえて個別法に書くということは、屋上屋という気がするので検討していただきたい。

(藤本政務官) 自治法245条の5の話をしているのだと思うが、そこについて言うと、基本的に法令の規定に違反があった場合や重大な公益を害した場合のような制約があって、計画がおかしいのではなくなったときに、違反と言えるかというところは言えない。公益に重大な害を及ぼしたかというところは言えない。はっきり言えば、予防医学の世界か、病気になってから考えるかの世界であって、そこは計画の段階から明らかにおかしいなというときのために是正措置を設けておかないと、病気になってからだとと大変だという考え方。

(逢坂議員) 重大な違反ではない、公益にも重大な影響を及ぼしていない、だけれど

も予防的にやるのだというのは、自治事務に対する過大な介入ではないかと一般的には言われる。その点も配慮してもらい、この上乘せ規定は、極力見直ししていただきたい。11 頁、13 頁、14 頁です。

(藤本政務官) 是正措置の部分ですね。

(逢坂議員) 「事後的な是正措置を確保する」というところ。場合によっては、前のほうにもあったかもしれない。ずいぶん目についたものだから。

(藤本政務官) いわゆる△だけど、条件付きというものか。港湾法第 4 条について言えば、その意味では地方港湾 775 については、今言われた事後的な是正手段を確保しつつという表現をしている、そこの部分のことを言っているのだな。

(逢坂議員) そう。違反でもない、公益に重大な影響も及ぼさない、だけれども予防的にというのでは、自治事務に対する介入が大きいのではないか。

(藤本政務官) 自治事務に対する強制的な是正という、地方自治法の場合若干そのところは違うともしれないが。

(逢坂議員) 自治法の規定は著しく適正を欠くとか、明らかに公益を害しているというところだから、先ほどの政務官の発言からすれば、公益に重大な影響を及ぼすというのも、この中から読めなくもない。

(藤本政務官) 自治法による一般規定では、今回の計画のようなものには強制的な是正が出来ないという判断であったが、条件付きの条件をもう 1 回考える。

(津村政務官) もらっている時間が気になるところだが、今の話について感想めいたことを言わせて欲しい。昨日、実は政務官折衝の第 1 回を厚労省とやったが、その時、山井政務官がしきりに言っていたことは、そうは言っても何かあったら国民からしかられるのは厚労省なのだから、という言い方していた。今の話も少し近いのかなと思っている。是正措置も、つまり地方自治体に最終責任をとれるだけのあれがあるのかという不信感。まだ、十分に地方自治体を信頼してないというか、もっと言うと国民を信頼していないというか。国民が地方自治というか、地域主権ということを必ずしも十分に理解していない。だから、なかなかしんどいというのが率直な本音だったと思う。やっぱり我々政治家が、国民の皆さん対しても、こういうことは地域主権なので、最終責任も含めて地方自治体であって、地方選挙も緊張感を持ってやってもらえばいいという風に、そちらの方に目を向ければいいと思う。

(藤本政務官) 例えば、さっきの港湾法 4 条のところについて言うと、様々な関係が地域と出てくる。本当はそういうことが客観的にできればいいのだが、いろんな問題が生じたときのことを考えておくのは、むしろ、地方がやりやすいようになるのではという裏の思いはあった。何か、作っておいた方が良いのではというのはある。

(津村政務官) それは、地方自治法 245 条の 5 なのだと理解するのだが。

(藤本政務官) いずれにしても、承った。

(津村政務官) 貴重な時間をありがとうございました。

(逢坂議員) 政務官、本日はありがとうございました。私もたくさん発言させて頂き申し訳なく思う。今日は限られた議論しか出来なかったが、今後この内容につい

て、いくつか事務レベルから連絡させてもらうかもしれないが、そして、12月の分権計画の策定に向けて進んでいきたいと思っているので、今度ともよろしくお願ひする。

(藤本政務官) どういうふうになるのか。今日全部の説明を終えていないが。

(逢坂議員) 11月いっぱいぐらいで各省の方と議論させてもらひ、12月の上旬か中旬には分権改革推進計画を作って、通常国会では法律を出したい。それまでの間、キャッチボールをしたいと思う。

(以上)